

# 日本防菌防歟学会・ポスター賞要領

## 受賞候補者選考委員会

- 今年度より、ポスター賞の選出は大会に出席した評議員による投票制で行うことになりました。
- プログラムにアンダーラインの入っている発表者は、ポスター賞受賞候補対象者です。
- ポスター賞にふさわしいと思われる発表があれば、下記の選考基準等を参考にして、投票用紙（ポスター会場受付に設置）の所定の欄に演題番号をご記入のうえ、ポスター会場受付横に設置してある投票箱にご投票ください。なお、投票は、ポスター発表全体で最大3件まで出来ます。なお、投票は1件でも有効です。

### <ポスター賞選考基準>

研究内容を参加者にわかりやすく伝えられているかを、以下の点に留意して選考する。

- ①発表内容を表すタイトルであるか
- ②発表内容を表す要旨であるか
- ③参加者にわかりやすく表現できているか（文字・図表は遠くからでもわかるか、情報量は適当か、ある程度説明がなくても読み取れるか）
- ④内容に新規性・独創性があるか
- ⑤防菌防歟分野において将来性豊かな、優れた研究であるか
- ⑥データは充分であるか、信頼性があるか、解析方法は妥当であるか
- ⑦議論・結論は妥当であるか

- ポスター賞は、学生あるいは発表当日において36歳未満の若手を対象にしています。ポスターの発表者が対象者です。該当する発表者はポスターの演題番号の横にリボンがあることを確認して下さい。

- 評議員は、発表が本人若しくは連名者である場合には、自分の演題には投票できません。受賞候補者選考委員会（以下選考委員会）が確認できるよう投票用紙の所定欄に、必ず、所属、氏名をご記入ください。所属、氏名の無い場合、投票は無効となります。

### <ポスター賞規定>

- 第1条 年次大会の発展を期して、本学会にポスター賞を設ける。
  - 第2条 ポスター賞は、年次大会の該当するポスターの中から、評議員の投票によって、得票数の上位数件に授与する。但し、投票数が著しく少ないと選考委員会が判断した場合は、同委員会が調整を行う。
  - 第3条 ポスター賞の選考基準は、別途定める。
  - 第4条 ポスター賞は、選考委員会の所轄とする。
  - 第5条 ポスター賞受賞者の発表は、臨時理事会の承認を得たのち、賞状及び副賞を授与する。また、学会誌及びホームページに掲載する。
- 付則1. 本規定は、2012年5月30日より施行する。
- 付則2. 本規定は、2015年5月19日より施行する。